

袖ヶ浦市告示第176号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第4項及び袖ヶ浦市財務規則第55条第2項の規定により、次のとおり指定納付受託者の指定内容を変更したので告示する。

令和5年9月29日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

1. 指定納付受託者の住所及び名称

変更前 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

ちばぎんディーシーカード株式会社

変更後 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1

ちばぎんカード株式会社

2. 納付させる歳入

袖ヶ浦市ふるさと納税に係る寄附金

3. 納付させる期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで